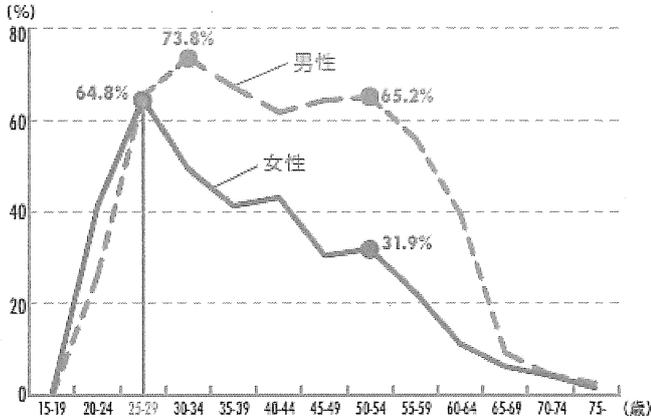
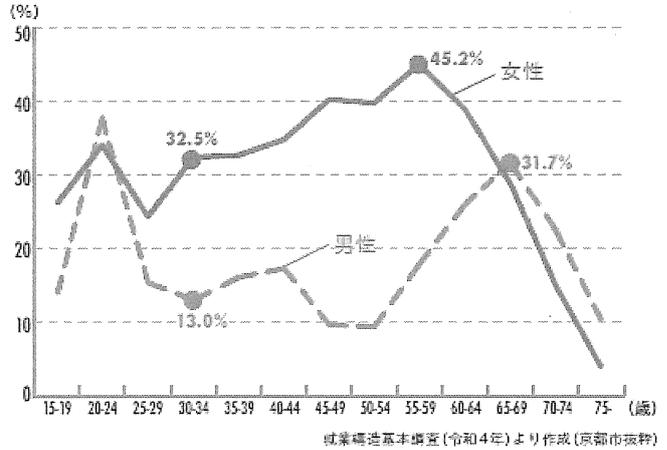


1. 正規雇用者と非正規雇用者の男女差

〈正規雇用〉年齢階級別正規雇用率の推移



〈非正規雇用〉年齢階級別非正規雇用率の推移



女性の正規雇用率は25歳から29歳をピークに減少しています。一方、女性の非正規雇用率は30歳以降増えています。

2. 女性の妊娠・出産・育児等による離職とその理由

妊娠・育児などを理由に退職した女性の内でも、就業継続を希望していた人は3割近くにのぼります。

妊娠・出産、子の育児等を理由とした離職時期
(複数回答・約10年以内に経験)

	正職員	正職員以外
1位 妊娠が判明して離職した	37.8%	48.8%
2位 産前休業中に離職した	18.2%	25.5%
3位 子が1歳以上～2歳未満の時に離職した	16.4%	9.2%
4位 子が生後8週～1歳未満の時に離職した	10.8%	8.0%
5位 子が3歳以上～小学校就学前までに離職した	10.0%	5.4%

具体的な離職理由(複数回答・抜粋)

	正職員	正職員以外
仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立が難しかったため	38.1%	25.3%
家事・育児に専念するため	27.5%	27.4%
妊娠・出産に伴う体調の問題があったため	19.6%	32.5%
妊娠・出産や育児を機に不利益な取り扱い(解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しないなど)を受けたため	5.8%	5.6%
妊娠・出産をしたら辞めるつもりだったため	12.7%	15.5%

厚生労働省委託事業(株式会社日本政策総合研究所)「仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業 仕事と育児等の両立支援に関するアンケート調査報告書」(令和4年度)より作成

不安を抱える女性に寄り添った相談支援事業の実績と パートナーシップ宣誓制度の宣誓数の推移

文化市民局資料より作成

■ウイングス京都「つながる相談室」に寄せられた相談件数

2021年7月～2022年3月末 9か月間の集計

主訴	心の問題	就労	DV	生活困窮	その他	合計
件数	93	16	6	7	28	150

※相談の主な内容

不安を抱える女性に寄り添った相談支援事業の相談件数

2022(R4)年度以降

内容	気分の 落ち込み	仕事	家族	DV	生活困窮	孤独・ 孤立	ひとり親 の悩み	介護	その他	合計
2022 (R4)	156	70	82	11	9	74	7	5	39	453
2023 (R5)	97	62	51	10	14	55	1	9	47	346
2024 (R6)	65	34	56	6	3	28	1	1	27	221

※複数にわたる相談はそれぞれ計上

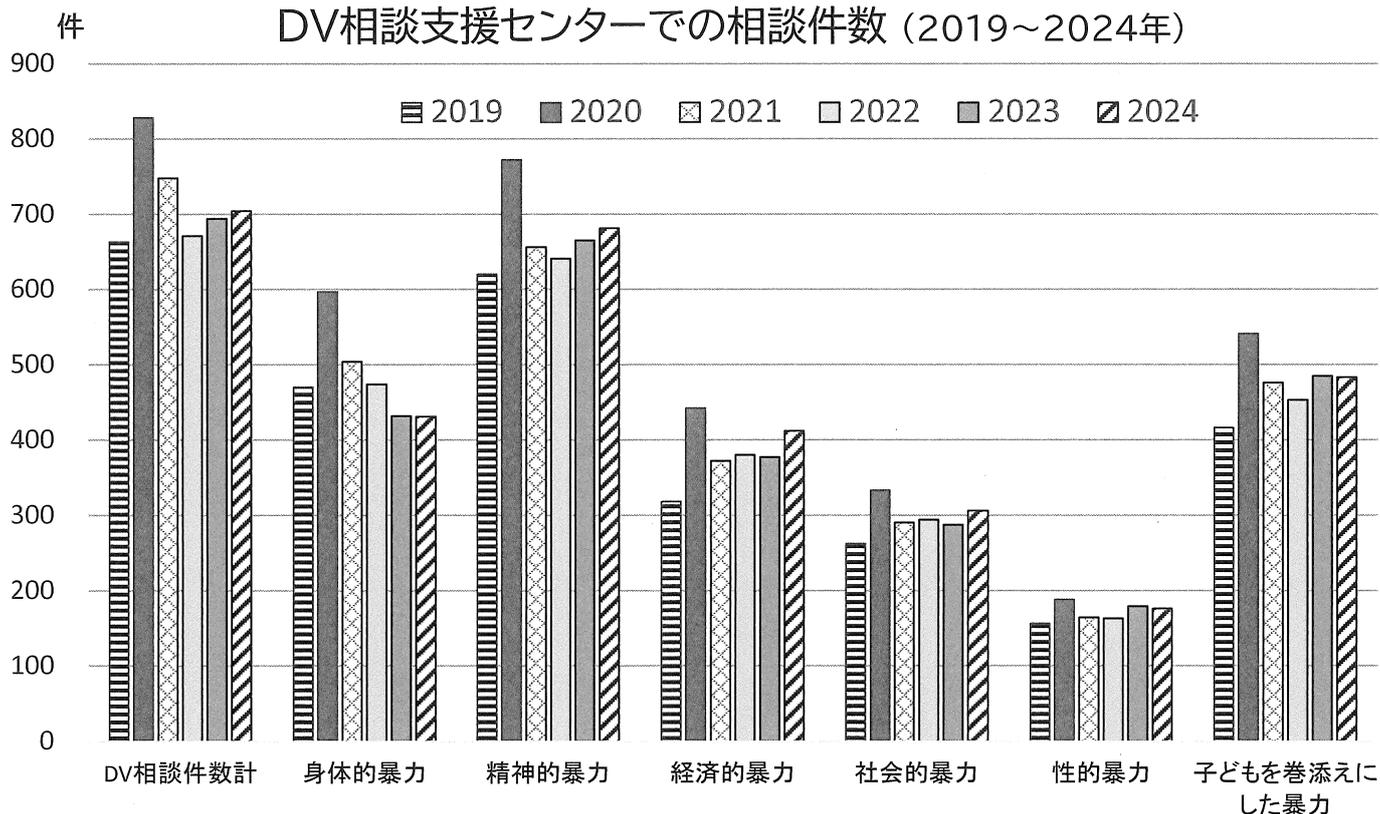
■パートナーシップ宣誓制度宣誓数の推移

文化市民局資料より作成

2020年度9月スタート

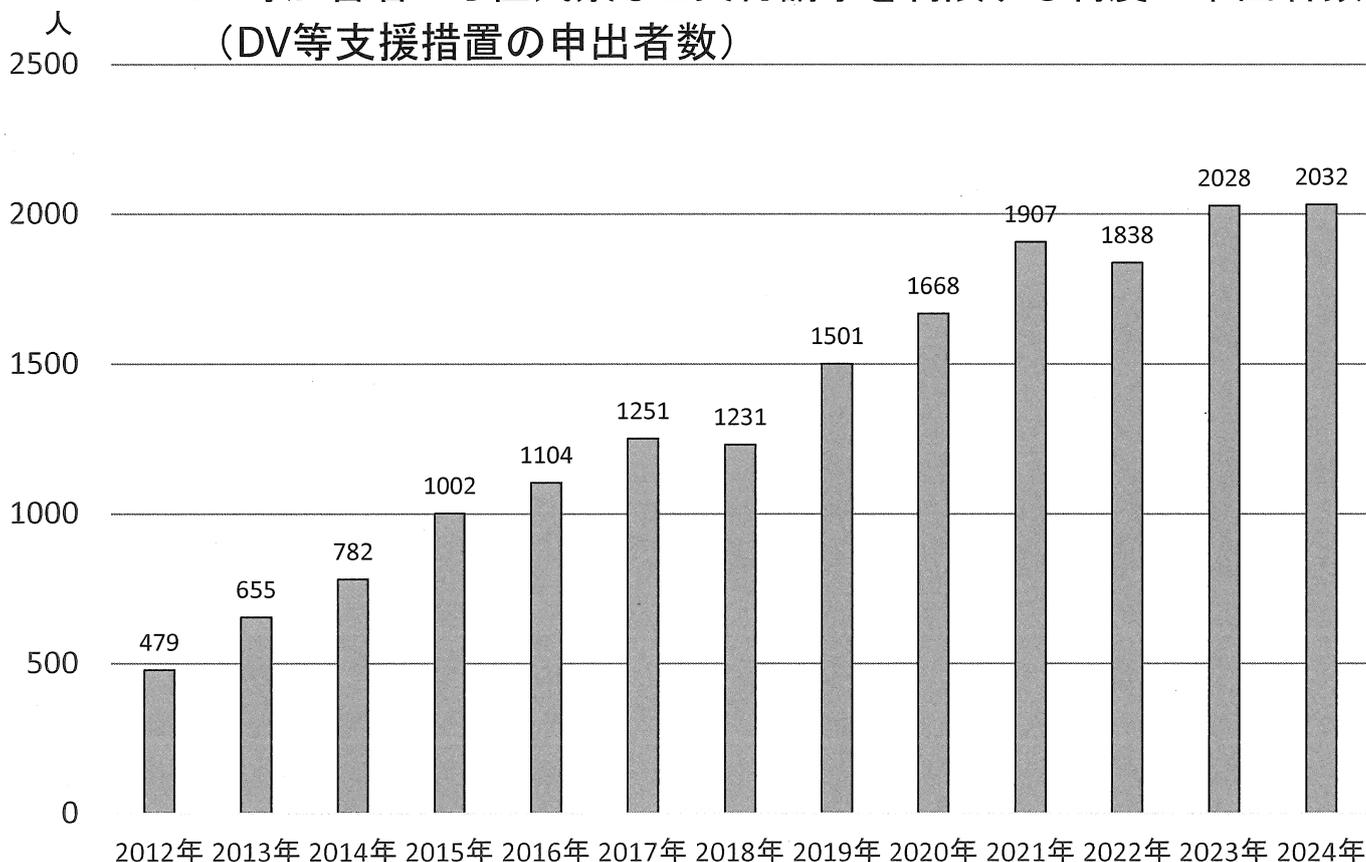
年度	宣誓数	合計
2020年度9月～3月 (R2)	57	57
2021年度 (R3)	37	94
2022年度 (R4)	26	120
2023年度 (R5)	36	156
2024年度 (R6)	29	185
2025年度11月末現在 (R7)	210	395
合計	395	

DV相談支援センターでの相談件数（2019～2024年）



※DVの相談内容は重複しているため「DV相談件数計」はそれぞれの件数の合計と一致しない

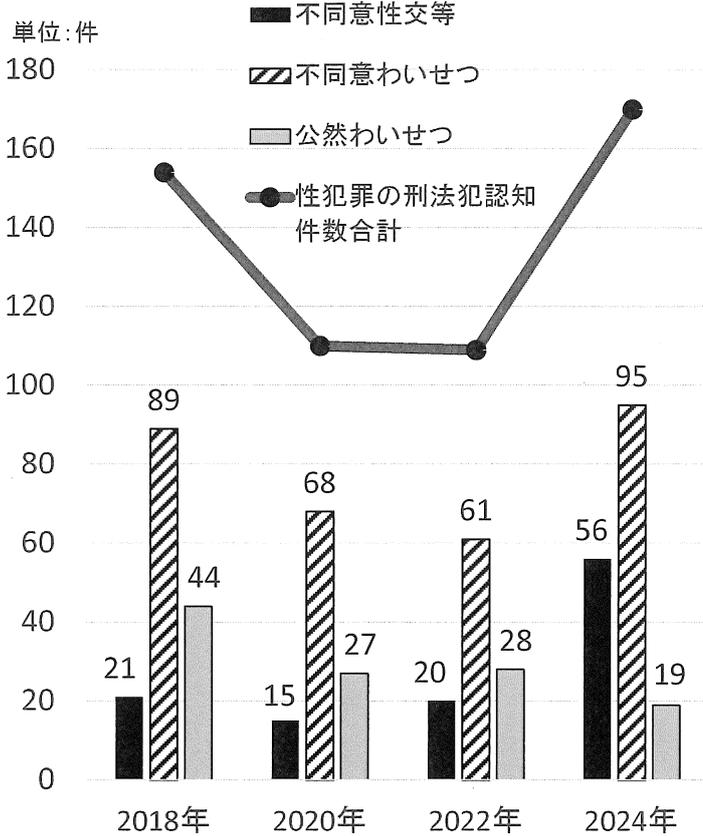
DV等加害者から住民票など交付請求を制限する制度の申出者数 （DV等支援措置の申出者数）



文化市民局資料より共産党市議団作成

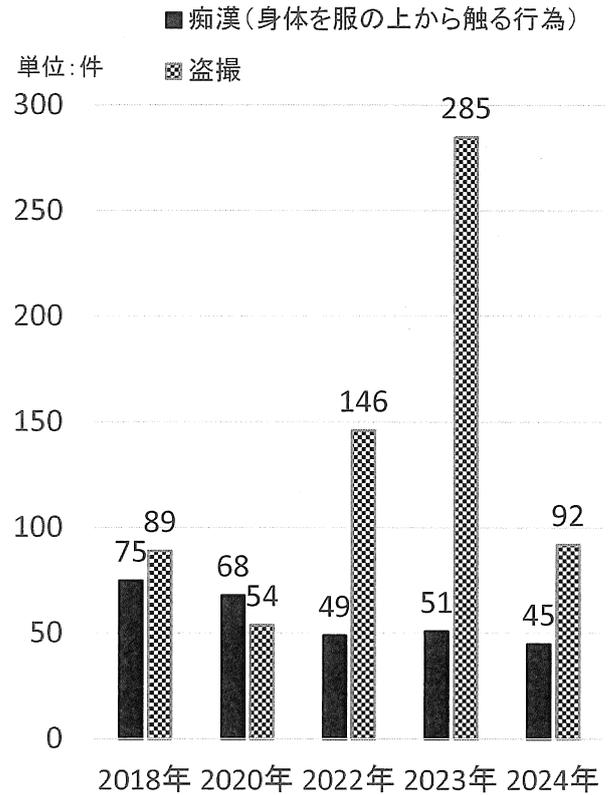
性犯罪に係る刑法犯認知件数

(京都市内関連) 共産党市議団調査

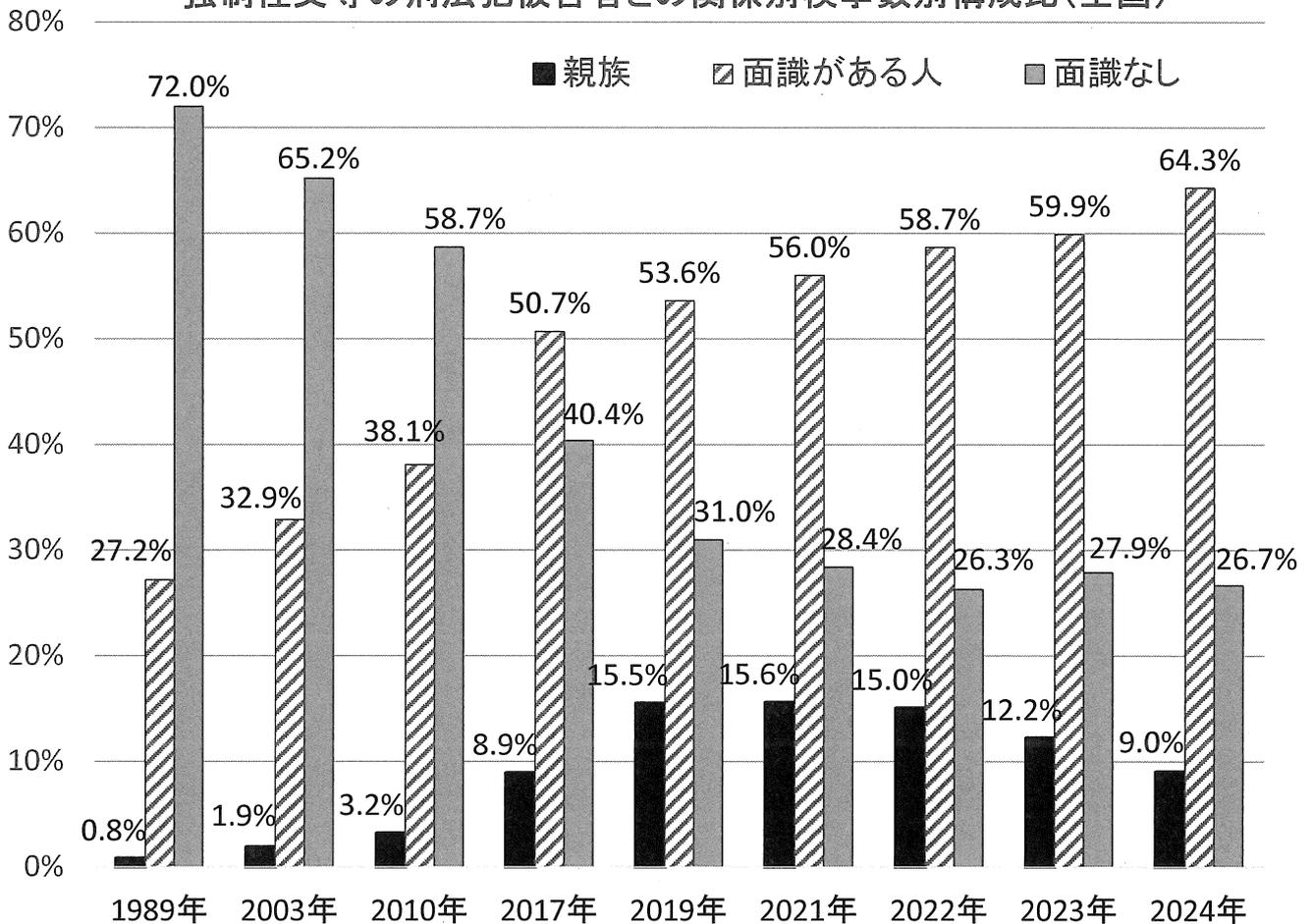


痴漢・盗撮の検挙件数

(京都市内) 共産党市議団調査



強姦性交等の刑法犯被害者との関係別検挙数別構成比(全国)



犯罪白書 第6編 犯罪被害者 第5節 被害者と被疑者の関係 6-1-5-1図④より 共産党市議団作成

区役所業務の集約化などの経過

文化市民局資料より2025年12月作成

年度	主な組織改正・集約化等
2009 H21	・コミュニティセンターの廃止
2010 H22	・市民窓口課会計担当の廃止 ・税務事務(軽自動車税務業務等)の一部集約化 ・区保健所(11箇所)の統合及び各区保健センターの設置
2011 H23	・作業員の集約(サービス滋養推進室) ・税システム導入等に伴う体制見直し ・家庭奉仕員の集約(ヘルパー室) ・自動車臨時運行許可事務の文化市民局への移管 ・子ども手当, 子ども医療費, 高校進学・就労支援金の集約, 委託化
2012 H24	・地域力推進室の設置(総務課及びまちづくり推進課の統合) ・地域力推進室に地域防災係長を設置
2013 H25	・戸籍の電算化に伴う体制見直し開始
2014 H26	・各支所地域力推進室に増員(まちづくり, 地域防災等) ・右京区役所嵯峨出張所の廃止 ・市民税賦課業務の市民税室への集約化・再編(11月)
2015 H27	・各区役所地域力推進室に増員(まちづくり, 地域防災等) ・固定資産税賦課業務の固定資産税室への集約化・再編(11月) ・税務センターの設置 ・左京区役所岩倉出張所の廃止 ・市民窓口課に担当係長(マイナンバーカード交付事務)を設置(9月)
2016 H28	・各区役所地域力推進室への企画課長の設置を開始
2017 H29	・各支所地域力推進室への企画係長の設置を開始 ・衛生課業務の集約化及び医療衛生コーナーの設置 ・保健福祉センターの設置(5月)
2018 H30	・保険年金課業務の集約化・簡素化(1月) (収納事務の集約化, 高額療養費支給事務の簡素化・集約化)
2019 R1	・市民窓口課担当係長(マイナンバーカード交付事務)の廃止 ・子どもはぐくみ室に子育て支援係長等を設置 ・市民窓口課の証明郵便請求事務の集約化(証明郵送サービスセンターの設置)(7月) ・税務センターの集約化(10月) ・軽自動車税事務所の開設(2020年1月)
2020 R2	・市民窓口課の証明郵便請求事務の集約化に伴う減員(4月) ・介護保険認定給付業務の集約・委託化(4月)
2021 R3	・マイナンバーカード業務の集約化(マイナンバーカードセンターの設置)(9月) ・証明書発行コーナーの廃止(西院・向島・嵯峨・岩倉 2022年3月末)
2022 R4	—
2023 R5	・障害保健福祉課に担当係長を設置(右京区・伏見区役所) ・敬老乗車証再発行・交換等業務の集約・委託化
2024 R6	・市民窓口課の証明証発行件数減少等に伴う体制の見直し ・戸籍法改正を契機とした戸籍事務の一部集約化(戸籍事務センターの設置) ・障害保健福祉課に担当係長を設置(左京・山科区役所)
2025 R7	・保険年金課の給付業務集約に伴う体制見直し ・市民総合窓口室として戸籍住民担当と保険年金担当を再編 ・1人副区長が保険福祉センター長及び子ども若者はぐくみ室長等を兼任 ・保健福祉センターの体制充実 ・地域力推進室に連携係長を設置(左京・東山・山科・西京区役所・醍醐支所)

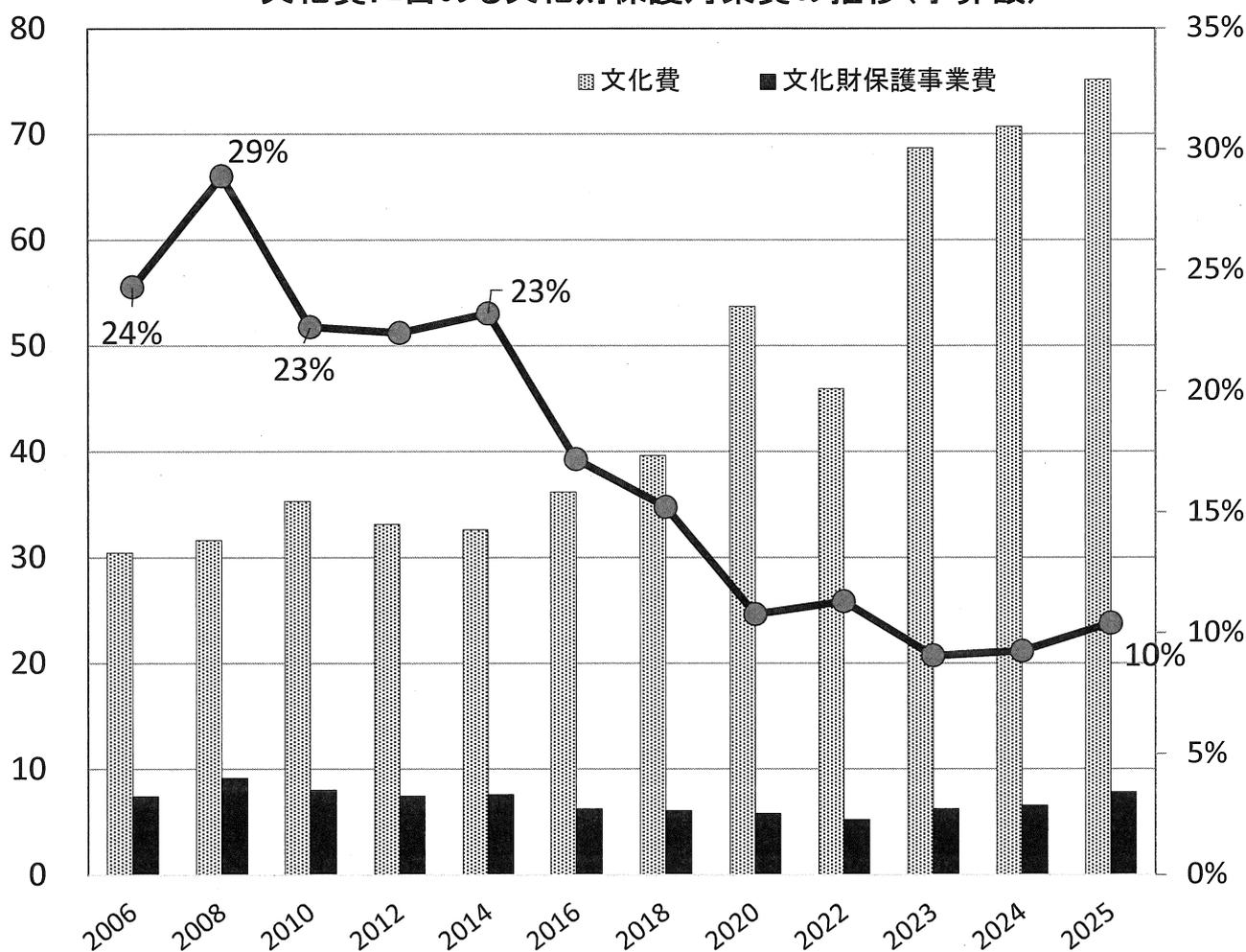
文化費に占める文化財保護事業費の推移(予算額)

(単位:千円)

年度		文化費 総合計 (A)	うち、文化財保護事業費						
			文化財保護事業費の文化費に占める割合	文化財保護費	伝統行事保存費	文化観光資源保護財団助成費	考古資料館運営費	給与費	
2006	H18	3,044,625	739,943	24%	536,886	73,775	100,052	29,230	-
2008	H20	3,164,350	914,194	29%	688,666	98,347	100,052	27,129	-
2010	H22	3,531,780	799,786	23%	606,380	73,370	94,856	25,180	-
2012	H24	3,314,713	742,889	22%	546,978	77,241	93,490	25,180	-
2014	H26	3,263,896	757,468	23%	558,139	79,940	93,490	25,899	-
2016	H28	3,619,221	622,219	17%	432,878	69,952	93,490	25,899	-
2018	H30	3,963,732	602,876	15%	409,705	73,782	93,490	25,899	-
2020	R2	5,372,193	578,971	11%	381,413	75,375	93,490	26,419	2,274
2022	R4	4,595,405	519,483	11%	331,274	65,934	93,490	26,379	2,406
2023	R5	6,868,817	622,425	9%	434,122	65,934	93,490	26,379	2,500
2024	R6	7,070,183	654,425	9%	466,105	65,934	93,490	26,379	2,517
2025	R7	7,513,090	781,783	10%	591,465	66,114	93,490	26,379	4,335

単位:億円

文化費に占める文化財保護対策費の推移(予算額)



京都市予算資料(議案説明資料)より作成

「世界遺産」に関する条例調（令和7年10月）

世界遺産の名称	区分	所在地 都道府県	所在地 市町村	「世界遺産」、「世界文化遺産」又は「世界自然遺産」の字句をタイトルに含む条例（制定年）【概要】 ※ 左記の所在地（自治体）のHPにおいて閲覧することができるものに限る。 ※ 【概要】の凡例については、表の下の箱書き参照
1 法隆寺地域の仏教建造物	文化	奈良県	生駒郡斑鳩町	見当たらず。
2 姫路城	文化	兵庫県	姫路市	見当たらず。
3 屋久島	自然	鹿児島県	熊毛郡屋久島町	〈屋久島町〉 ○屋久島町世界自然遺産・食の条例（H19）【特殊1】 ○世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例（H27）【特殊2】
4 白神山	自然	青森県 秋田県	青森県西津軽郡鰺ヶ沢町、深浦町、中津 軽郡西目屋村 秋田県山本郡藤里町	見当たらず。
5 古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）	文化	京都府 滋賀県	京都市京都市、宇治市 滋賀県大津市	見当たらず。
6 白川郷・五箇山の合掌造り集落	文化	岐阜県 富山県	岐阜県大野郡白川村 富山県南砺市	〈南砺市〉 南砺市世界遺産菅沼合掌造り集落展望広場条例（H18）【施設】
7 原爆ドーム	文化	広島県	広島市	見当たらず。
8 厳島神社	文化	広島県	廿日市市	見当たらず。
9 古都奈良の文化財	文化	奈良県	奈良市	見当たらず。
10 日光の社寺	文化	栃木県	日光市	見当たらず。
11 琉球王国のグスク及び関連遺産群	文化	沖縄県	国頭郡今帰仁村、中頭郡識谷村、北中城 村、中城村、うるま市、那覇市、南城市	見当たらず。
12 紀伊山地の霊場と参詣道	文化	三重県 奈良県 和歌山県	（多数にわたるため、省略）	〈和歌山県〉 ○和歌山県世界遺産条例（H17）【基本】 〈和歌山県田辺市〉 ○田辺市世界遺産熊野本宮館条例（H21）【施設】
13 知床	自然	北海道	斜里郡斜里町、目梨郡羅臼町	〈北海道〉 北海道知床世界自然遺産条例（H28）【基本】
14 石見銀山遺跡とその文化的景観	文化	島根県	大田市	〈大田市〉 大田市石見銀山世界遺産センターサテライト施設の設置及び管理に関する条例（H24）【施設】
15 小笠原諸島	自然	東京都	小笠原村	見当たらず。

世界遺産の名称	区分	所在地 都道府県	所在地 市町村	【概要】
16 平泉 - 仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群 -	文化	岩手県	平泉町	「世界遺産」、「世界文化遺産」又は「世界自然遺産」の字句をタイトルに含む条例(制定年)【概要】 ※ 左記の所在地(自治体)のHPIにおいて閲覧することができるものに限る。 ※ 【概要】の凡例については、表の下の縮書き参照 ＜岩手県＞ ○平泉世界遺産の日条例(H26)【日】 ○平泉世界遺産ガイダンスセンター条例(R3)【施設】 ＜平泉町＞ ○平泉町世界遺産推進基金条例(H14)【基金】 ○平泉町世界遺産推進室設置条例(H17)【特殊3】 ○平泉町世界遺産育成基金条例(H18)【基金】
17 富士山 - 信仰の対象と芸術の源泉 -	文化	山梨県 静岡県	(多数にわたるため、省略)	＜山梨県＞ ○山梨県世界遺産富士山基本条例(H27)【基本】 ○山梨県立富士山世界遺産センター設置及び管理条例(H27)【施設】 ○山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例(H27)【特殊4】 ＜静岡県＞ ○静岡県世界遺産富士山基本条例(H27)【基本】 ○静岡県富士山世界遺産センターの設置、管理及び使用料に関する条例(H29)【施設】 ＜静岡市＞ ○静岡市世界遺産三保松原保全活用条例(H26)【基本】 ＜富士吉田市＞ ○富士吉田市富士山世界遺産条例(H20)【基本】 ＜富士宮市＞ ○富士宮市世界遺産富士山基金条例(H26)【基金】 ＜富士河口湖町＞ ○富士河口湖町富士山世界文化遺産保全推進事業基金条例(H21)【基金】
18 富岡製糸場と絹産業遺産群	文化	群馬県	富岡市、伊勢崎市、藤岡市、甘楽郡下仁田町	＜群馬県＞ ○群馬県世界遺産・ぐんま絹遺産継承基金条例(H26)【基金】 ○群馬県立世界遺産センターの設置及び管理に関する条例(R1)【施設】 ＜富岡市＞ ○富岡市世界遺産まちづくり専門家会議条例(H24)【特殊5】 ＜藤岡市＞ ○藤岡市世界遺産高山社跡交流センターの設置及び管理に関する条例(H28)【施設】
19 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	文化	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 鹿児島県 山口県 岩手県 静岡県	(多数にわたるため、省略)	見当たらず。
20 ル・コルビュジェの建築作品 - 近代建築運動への顕著な貢献 -	文化	東京都	台東区(国立西洋美術館)	見当たらず。

世界遺産の名称	区分	所在地 都道府県	所在地 市町村	「世界遺産」、「世界文化遺産」又は「世界自然遺産」の字句をタイトルに含む条例（制定年）【概要】 ※ 左記の所在地（自治体）のHPにおいて閲覧することができるものに限る。 ※ 【概要】の凡例については、表の下の箱書き参照
21 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	文化	福岡県	宗像市、福津市	<宗像市> 宗像市世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群基本条例（H30）【基本】
22 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	文化	長崎県 熊本県	長崎県南島原市、平戸市、長崎市、佐世保市、小値賀町、新上五島町、五島市 熊本県天草市	<南島原市> ○南島原市世界遺産影響評価委員会条例（H30）【特殊6】 <五島市> ○五島市宗像島世界遺産ガイドライン条例（R3）【施設】
23 百舌鳥・古市古墳群 - 古代日本の墳墓群	文化	大阪府	堺市、羽曳野市、藤井寺市	<羽曳野市> 羽曳野市世界遺産もずふる応援基金条例（H30）【基金】
24 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島	自然	鹿児島県 沖縄県	(多数にわたるため、省略)	<鹿児島県大島郡瀬戸内町> ○奄美・沖縄世界自然遺産の日に関する条例（R3）【日】 <鹿児島県大島郡龍郷町> ○奄美・沖縄世界自然遺産の日に関する条例（R3）【日】 <鹿児島県奄美市> ○奄美・沖縄世界自然遺産の日に関する条例（R3）【日】
25 北海道・北東北の縄文遺跡群	文化	北海道 青森県 岩手県 秋田県	(多数にわたるため、省略)	見当たらず。
26 佐渡島の金山	文化	新潟県	佐渡市	<佐渡市> ○佐渡市世界遺産推進基金条例（H23）【基金】
27 飛鳥・藤原の宮都（未登録）	文化	奈良県	橿原市、桜井市、高市郡明日香村	<橿原市> ○橿原市世界遺産条例（R7）【基本】

【施設】：世界遺産に関連して公の施設を設置するもの（目的として、遺産の保全・活用、観光推進、地域振興、文化等の紹介、理解の深化、顕著な普遍的価値の継承など）。

【基本】：関連施策の基本となる条例を定めるもの（主な内容として、関係者の責務・役割、基本方針、基本理念など）

【日】：「○遺産の日」を設けるもの。

【基金】：世界遺産に関連する事業の財源に充てるため、基金を設置するもの。

【特殊1 屋久島】：世界遺産に係る基本方針、努力義務等について定めることにより、世界自然遺産の島にふさわしい魅力ある食の環境を形成し、地域振興を図ろうとするもの。

【特殊2 屋久島】：トイレ・登山道の維持管理等に充てる協力金を定めることにより、環境保全に協働して取り組もうとするもの。

【特殊3 平泉】：世界文化遺産への登録を推進するための部署を設置するもの（平泉町のHPによると、町の資産の追加登録を目標としている模様）。

【特殊4 富士山】：景観保全のためのアセスメント手続を定めるもの。

【特殊5 富岡】：魅力と品格ある持続可能なまちづくりに資するため、市長の諮問機関を置くもの。

【特殊6 天草】：遺産に影響を与える可能性のある事業の影響評価を行う委員会（教育委員会の諮問機関）を置くもの。